

つちはし事務所通信

6

June
2022



発行: つちはし社会保険労務士事務所
〒770-0815 徳島市助任橋 3-3-1 田村ビル
TEL 088-611-5558 FAX 088-611-5580
Email: sr@tsuchihashi-siki.com 発行日: 2022年6月1日

施行待ちの改正

令和5年4月から

中小企業でも月60時間超の時間外労働の割増賃金率を引上げ

令和5年(2023年)4月1日から中小企業においても、月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上げられます。これについて、厚生労働省から、リーフレットが公表されていますので、確認しておきましょう。

.....中小企業の事業主の皆様へ 令和5年4月から割増賃金率が引き上げられます.....

◆改正のポイント

中小企業の月60時間超の時間外労働に対する割増賃金率が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業は50% (2010年4月から適用)
中小企業は25%

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	25%

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率
大企業、中小企業ともに50%
※中小企業の割増賃金率を引上げ

	1か月の時間外労働 (1日8時間・1週40時間 を超える労働時間)	
	60時間以下	60時間超
大企業	25%	50%
中小企業	25%	50%

>2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。



深夜労働との関係

月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係

月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間は含まれません、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。

(※) 法定休日労働の割増賃金率は、35%です。



☆ この適用開始に伴い、就業規則(賃金規程)の改定が必要となることもありますので、対象となる中小企業におかれましては、早めに準備しておきましょう。

なお、月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため、引き上げ分の割増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができる制度も適用されることになります。

中小企業の範囲や代替休暇の内容も含め、詳細については、気軽にお尋ねください。

複雑化する育児休業中の社会保険料免除の仕組み

2022年10月に改正育児・介護休業法が施行され、育児休業制度が改正されることにあわせて、社会保険料免除の仕組みも変更になるため、その内容を確認しておきましょう。

1. 育児休業中の社会保険料免除

現在の育児休業期間中の社会保険料は、月末が育児休業期間中である場合、その月にかかる社会保険料と、その月に支給される賞与の社会保険料が免除となります。免除の対象は、従業員負担分・会社負担分であり、免除のための手続きは必要ですが、免除されることに伴う不利益はありません。

2. 10月以降の月にかかる社会保険料免除

10月1日以降、月にかかる社会保険料は、月末が育児休業期間中である月に加え、育児休業の開始日と終了予定日の翌日が同じ月にあり、その月中に14日以上の子育て休業を取得した月も免除されることになります。

この14日のカウントについて、育児休業期間中に一時的・臨時的に就労した日を含めることはできますが、10月1日から始まる産後パパ育休の取得者については、その休業中に就業する仕組みで就業した日数は、含めないことになっています。

3. 10月以降の賞与にかかる社会保険料免除

9月30日までは賞与にかかる社会保険料の免除は1.のとおり、賞与が支給される月の月末が育児休業期間中であるか否かによって判断されます。これが10月1日以降は、1ヶ月超の子育て休業を取得した場合についてのみ、免除されることになります。

この1ヶ月超のカウントについて、一時的・臨時的に就労した日も、さらには産後パパ育休の休業中に就業する仕組みで就業した日数も含めることができます。

月にかかる社会保険料の免除とはカウントの考え方が異なる点に注意が必要です。

なお、免除の対象となる賞与は、月末に子育て休業を取得している月に支給される賞与となります。



★ 社会保険料の負担は、育児休業を取得する従業員にとって、かなり大きなものとなります。育児休業・産後パパ育休期間中の負担すべき社会保険料の取扱いも個別周知事項になっていますので、妊娠・出産を申し出た従業員に、正確に説明できるようにしましょう。

あとがき★つちはし事務所より

- ★毎年5月末になると送られてくる緑の大型封筒。労働保険の年度更新のお知らせです。年度更新とは昨年4月1日から今年3月31日までに確定した賃金を集計して、昨年度1年分の労災保険料と雇用保険料の計算し、今年1年分の労働保険料の概算を事務する手続き。
- ★今年気を付けないといけないのは、雇用保険料率が令和4年4月と10月の2段階で引き上げがあることです。4月には1000分の9から1000分の9.5に、10月には1000分の9.5から1000分の13.5に引き上げられます。これにより概算保険料の計算が2段階になりますが、賃金から天引きする労働者負担の保険料は4月から9月は従前のままで、10月から料率が上がりますのでお気を付けください。不明な点はつちはし事務所の担当者までお気軽にお問い合わせください。
- ★今年10月からの**社会保険の適用拡大**も、いよいよスタート時期が近づいてきました。こちらは社会保険加入者が100人以上の法人限定ですが、週の所定労働時間が20時間以上30時間未満という、今まで社会保険の適用対象とならなかったパートさんに社会保険の適用が拡大されます（時間以外に収入要件等もあり）。
- ★社会保険の扶養の範囲内で働きたいと考えているパートさんについては、どのような働き方にするか今から検討しておく必要があります。社会保険に入ることは、保険料が天引きされて手取りが減ることではありますが、将来の年金が増えることでもあります。適用拡大について、詳しくはつちはし事務所までお問い合わせください。

